

平成24年度国民健康保険税の税率等の改正について

変更内容				
賦課の区分		23年度	24年度	増減率
医療給付費分	所得割	8.5%	8.3%	0.2% 減
	均等割(1人当たり)	26,000円	26,000円	増減なし
	平等割(1世帯当たり)	26,000円	25,000円	1,000円 減
	課税限度額	510,000円	510,000円	増減なし
介護分	課税限度額	120,000円	120,000円	増減なし
後期支援分	課税限度額	140,000円	140,000円	増減なし

《平成24年度税率改正の経緯》

○平成23年度の単年度収支の見込額が8,686万9千円の赤字となり、それにより平成23年度の累積黒字の見込額が3億3,100万円となること。(注1)

○平成22年度末に設置した3億5千万円の国民健康保険給付費等準備基金を確保した上で、累積黒字の約3億3,000万円を医療給付費分の税率引き下げにあてること。

○これらの点について審議の結果、医療分の税率については所得割を8.5%から8.3%へ、平等割を2万6千円から2万5千円へ引き下げ、1世帯当たり平均年間1,840円の軽減を行うこと。

(注1) 単年度収支の見込みや、累積黒字の見込みについては運営協議会開催時点(平成24年1月)のものであり、最終的な額とは異なります。